

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

2023年3月31日

コンピュータ・レスキュー株式会社

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項に基づきマージン率を開示します。

1. 事業所名

コンピュータ・レスキュー株式会社

2. 派遣先の実績およびマージン率等

派遣先から当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた額を派遣料金で除した値をマージン率といいます。

A 派遣労働者数	B 派遣先事業所数	C 労働者派遣料金の平均額	D 派遣労働者の賃金の平均額	マージン率 (C-D) / C
14人	8箇所	28,145	21,081	25.1%

3. 教育訓練に関する事項

新入社員研修、セキュリティ教育、目的別技術研修、マネジメント研修
(集合研修等を通じて実施します)

4. その他の労働者派遣事業の業務に関し、参考となると認められる事項

教育訓練の機会を提供し、派遣労働従事者のスキルアップを行います。

5. 労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結しております。

対象となる派遣労働者の範囲は、全ての派遣労働者です。

当該労使協定の有効期間は以下になります。

- ・2023年4月1日～2024年3月31日